

## 鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会運営要綱

鳥取県カワウ被害対策指針（以下「指針」という。）の策定等に際しては鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会（以下「検討会」という。）の意見を参考にする。

### （運営目的）

第1条 人とカワウとの適切な関係を構築し共存を実現するために、指針策定に係る検討等を行う検討会を運営する。

### （検討事項）

第2条 検討会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- （1）指針策定等に係る検討に関する事。
- （2）実施内容等の検討及びその評価に関する事。
- （3）その他、検討会の目的達成に必要な事項に関する事。

### （組織）

第3条 検討会の委員は8名以内とし次の各号に掲げるもので構成する。

- （1）住民を代表する者
- （2）有識者
- （3）関係機関に属する者
- （4）漁業生産者を代表する者
- （5）その他

### （任期）

第4条 委員の任期は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。

### （会長）

第5条 検討会に会長1名を置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けた時は、残る委員のうちで互選によりこれを定める。

### （会議）

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する委員又は代理者が議長を代行する。

### （事務局）

第7条 検討会の事務局は、鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課内に置く。

### （雑則）

第8条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関して必要な事項は、その都度定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。